

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の四第一項に規定する試験を次のとおり実施します。

平成二十二年十月一日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成二十三年二月十六日（水）

午前十時三十分から午後三時三十分まで

2 場所 奈良産業大学五号館

生駒郡三郷町立野北三―一二―一

二 試験の方法及び試験科目

1 試験は、筆記試験とします。

2 試験は、次の事項について行います。

ア 医薬品に共通する特性と基本的な知識

イ 人体の働きと医薬品

ウ 主な医薬品とその作用

エ 薬事に関する法規と制度

オ 医薬品の適正使用と安全対策

三 受験願書の提出期間、提出先等

1 提出期間 平成二十二年十一月一日（月）から同年十二月六日（月）まで

2 提出先 奈良市登大路町三〇番地 奈良県医療政策部薬務課薬事係

3 受験願書を郵送する場合は、平成二十二年十二月六日（月）までの消印のある書留郵便に限り有効とします。

四 受験資格

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第五百十九条の五第二項各号のいずれかに該当する者

五 提出書類

1 受験願書（用紙は、奈良県医療政策部薬務課薬事係、各保健所総務課において、平成二十二年十月八日（金）から配布します。ただし、郵送により受験願書を請求するときは、切手（百四十円）をはったあて先明記の返信用封筒を同封し、平成二十二年十一月二十五日（木）までに必着するよう送付してください。）

2 受験資格がある者であることを証明する書類

3 写真 一枚

4 受験者の氏名が2に掲げる書類に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本

六 受験手数料

一万三千円（奈良県収入証紙を受験願書にはり、消印しないでください。）

七 合格発表

平成二十三年三月十一日（金）

合格者の受験番号を県庁前掲示場に掲示するとともに、別に受験者に合否の結果を通知します。

八 その他

1 提出した書類及び受験手数料は、一切還付しません。

2 受験願書に虚偽の記載をしたり、試験場において係員の指示に従わず、その他不正な行為があった場合は、受験を停止し、退場を命じ、又は合格の決定を取り消すことがあります。

3 この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県医療政策部 薬務課（〇七四二―二七―八六七〇）において受け付けます。